

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	太陽誘電株式会社 代表取締役社長 登坂 正一
【住所又は本店所在地】	東京都中央区京橋 2 丁目 7 番19号
【報告義務発生日】	平成29年 6 月29日
【提出日】	平成30年 3 月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	本店所在地の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	エルナー株式会社
証券コード	6972
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	太陽誘電株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区京橋2丁目7番19号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	東京都台東区上野6丁目16番20号

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年3月23日
代表者氏名	登坂 正一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	各種電子部品の開発・製造・販売 他

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経理部次長 穴井 公之
電話番号	03-6757-8310

(2)【保有目的】

政策投資目的の保有であり、平成26年11月14日付の資本業務提携契約に基づき、提出者の企業価値向上を図るためであります。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,000,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 15,000,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		15,000,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成29年6月29日現在)	V	67,279,458
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		22.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		26.48

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、平成26年11月14日付で資本業務提携契約を締結しています。同契約では、以下のとおり優先買取権について定めがあります。

(1) 提出者が、その保有する本株式の全部又は一部（以下「譲渡予定株式」という。）を、第三者に対して譲渡することを望む場合には、提出者は、発行者に対して、譲渡予定株式の数、譲渡の相手方及び1株当たりの譲渡価額その他の譲渡に係る主要な条件を書面にて通知するものとする。

(2) 発行者は、譲渡希望通知の受領後45営業日後まで（以下「検討期間」という。）に、提出者に対して書面にて通知することにより、譲渡予定株式を自己又は自己が指定する者に対して、当該譲渡希望通知に記載された1株当たり譲渡価額を下回らない価額で売り渡すことを請求することができる。

(3) 発行者が(2)に基づく請求を行わない場合には、提出者は、検討期間経過後90日間（以下「譲渡可能期間」という。）内に限り、買受予定者に対し、当該譲渡希望通知に記載された1株当たり譲渡価額その他の譲渡に係る主要な条件を下回らない価額及び条件で譲渡予定株式を譲渡することができる。

(4) 譲渡可能期間内に譲渡されなかった譲渡予定株式については、提出者は、再度(1)乃至(3)に規定する手続を経ない限り、これを第三者に譲渡することはできないものとする。

なお、本株式が普通株式に転換された後は、上記(1)乃至(4)の規定は適用されない。ただし、提出者が転換後の普通株式の全部又は一部を第三者に対して譲渡することを望む場合には、提出者は、発行者に対して、譲渡予定日の30営業日前までにその旨を書面にて通知するものとする。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,625,000
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,625,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地